

平成 23 年度 EMS・DR 用機器 補助金申請に関する注意事項

<注意事項>

- ① 機器導入車両については会費対象車両で、会費未納がなく、補助を受けた後、別に定める期間内に廃車等の予定がないこと。
- ② 会員事業者が平成 23 年 4 月以降に新たに導入（装着）した機器について補助対象。
買い取り（支払いが完了しているもの）、リースいずれについても 23 年度に新たに装着した機器（中古品を除く）について補助対象とする。
- ③ 割賦による導入は、対象外。
- ④ 平成 24 年 2 月 24 日（金）までに導入（装着）及び支払いが完了し、補助申請関連書類一式を環境対策窓口へ提出できること。
- ⑤ DR 用機器について、別表の DR 対象機器一覧のうち、一部の機器については全ト協分補助対象外のため、東ト協の補助のみとする。
- ⑥ EMS 機能と DR 機能を有する車載器で EMS 用機器（または DR 用機器）として本補助金を受けた場合、もう一方の DR 用機器（または EMS 用機器）で本補助金を受けることはできない。
- ⑦ 導入（装着）車両 1 台につき、EMS 用機器または DR 用機器若しくはアイドリングストップ支援機器のいずれか 1 台（個）までの補助数制限としているため、同一車両に EMS 用機器と DR 用機器とアイドリングストップ支援機器を導入（装着）しても、補助対象となるのは、機器 1 台（個）分のみとする。
- ⑧ 省エネ対象機器（EMS 用機器・DR 用機器・アイドリングストップ支援機器）を導入（装着）して補助を受けた車両について、機器導入から 1 年を経過していない同一車両に今年度新たに省エネ対策用機器を導入して当該補助を受けることはできない。
また、これまでに省エネ対策用機器を導入して補助を受けた車両については、再度同種の補助を受けることはできない。
- ⑨ EMS・DR 用機器の申請書様式 1 および別紙 1 について、それぞれ用紙 1 枚につき EMS または DR 用機器のいずれかにしか申請できない。会員申請事業者が、EMS 用機器と DR 用機器の両方の申請をする場合には、様式 1 と別紙 1 がそれぞれに必要となる。
- ⑩ 本補助金受領後、別に定める期間の間に退会若しくは、省エネ対策用機器を装着した車両を処分（転売等）する場合は、東ト協にその内容を事前に報告しなければならない。
- ⑪ 国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。